

交付金

安全で安心な地域づくりへの支援

防災・安全に焦点を置いた社会資本整備のための交付金創設

■ 防災・安全交付金

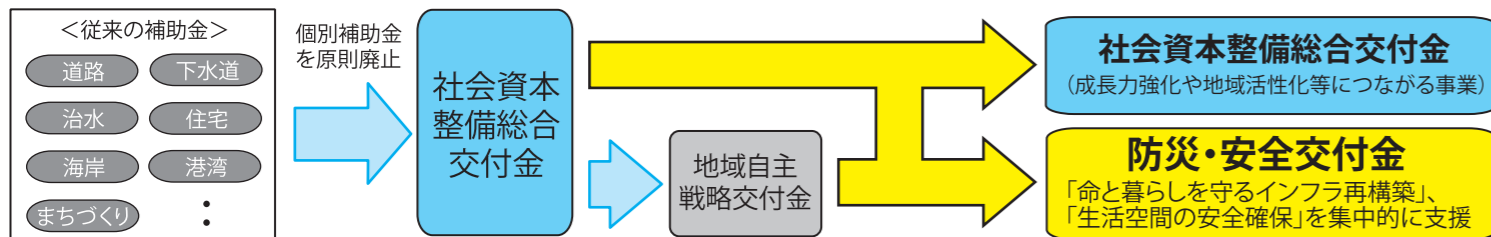
◇ 地方自治体実施する次の取組みを集中的に支援

- 地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策の取組み
 - ※ 老朽化したインフラの長寿命化など計画的・戦略的な維持管理の取組み、地震・津波や頻発する風水害・土砂災害に対する事前防災・減災対策、公共施設の耐震化等による安全性向上、密集市街地等の防災性の向上、防災公園の整備 等
- 地域における総合的な生活空間の安全確保の取組み
 - ※ 通学路の交通安全対策、道路の無電柱化、歩道・公園施設等の公共空間のバリアフリー化 等
- 効果促進事業の活用による効果的な取組み
 - ※ ハザードマップ作成、避難計画策定、避難訓練 等

◇ 防災・安全対策の一層の充実のため、交付金の支援対策メニューを拡大

- ※ 天井などの非構造部材まで含めた住宅・建築物の耐震化、既設エレベーターの安全確保、宅地の液状化対策 等

◇ 個別事業分野にとらわれない事業計画の横串化・大括り化、事業ニーズに対応した重点的配分、効果促進事業の先進事例のリスト化等を通じ、地方自治体の使い勝手を向上



■ 主な交付金事業の紹介（都市・住宅関連）

まちづくり

● 災害に強いまちづくり（街路事業・都市防災総合推進事業 等）

避難路の整備や災害支援拠点の整備を行い、市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。



● 活力と魅力あるまちづくり（都市再生整備計画事業 等）

まちなかの暮らし・にぎわいの再生、地域の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。



● 安心して暮らせるまちづくり（下水道事業）

下水道の普及促進、都市内浸水対策、地震対策、合流式下水道改善や高度処理等を推進します。



すまいづくり

● 良質で低廉な家賃のすまいづくり（公営住宅整備事業 等）

住宅に困窮する方に、良質で低廉な家賃の公営住宅等を整備します。また、不良住宅の密集地域で住環境の改善を図ります。



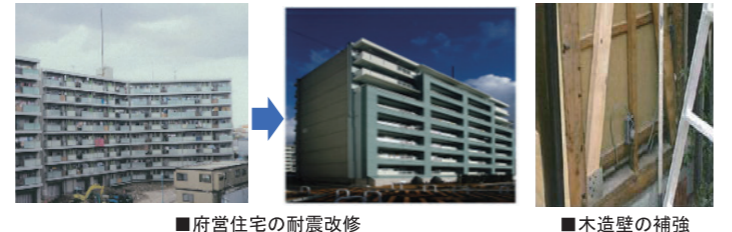
● 良好な住環境をつくるすまいづくり（住宅市街地総合整備事業 等）

既成市街地において、密集市街地の整備改善や都市機能の更新等、住宅市街地の再生・整備を推進します。



● 安全・安心なすまいづくり（住宅・建築物等安全ストック形成事業）

住宅・建築物等の耐震診断、耐震改修等やアスベスト除去を推進します。



計画

知と文化を誇り力強く躍動する関西

近畿圏広域地方計画

■ 近畿圏広域地方計画

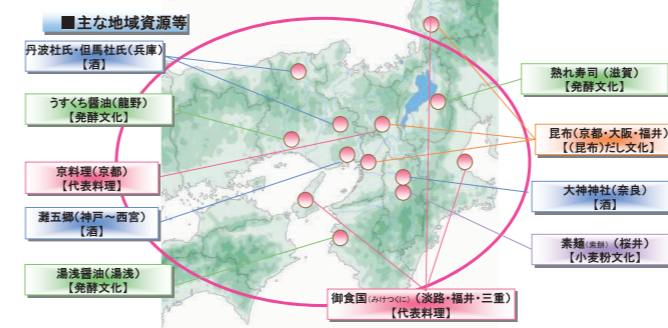
近畿圏広域地方計画は、国土形成計画法に基づき、近畿圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）を対象に作成した概ね10ヶ年間の計画であり、人口減少・高齢化時代や国際競争が激化する時代にあっても自立的に発展できる「知と文化を誇り力強く躍動する関西」を目指すもので、平成21年8月4日に策定されました。

計画の策定まで、近畿圏広域地方計画協議会等において、2年以上の歳月をかけて協議を重ねてきました。計画のとりまとめにあたり、協議会等の開催とともに、学識者会議、市町村からの計画提案、パブリックコメントを通じ、地域の声をできる限り反映しています。計画は、概ね10年後の関西の目指す姿として示された7つの圏域像と、それらを実現する手段としてとりまとめられた11の主要プロジェクトから構成されています。

計画の効果的な推進のため、計画のモニタリングを近畿圏広域地方計画協議会（43機関）で連携しながら、毎年度各プロジェクトの進捗状況の検証するとともに、その推進事例をとりまとめ公表しています。

■ 主なプロジェクトの紹介

● 文化首都圏プロジェクト



● 関西を牽引する賑わい創出プロジェクト



● 次世代産業を創造する「知の拠点」プロジェクト



● CO2削減と資源循環プロジェクト



はなやか関西～文化首都年～ 2013「関西の食文化」日本食文化の源泉として、関西の魅力を発信

国土形成計画

わが国は人口減少時代を迎え、国土づくりにおいても大きな転換が必要となっています。こうした状況の中、国土形成計画は、これまで5次にわたって策定・推進されてきた全国総合開発計画（全総）に代わって策定された新しい国土づくりの計画です。

具体的には、現在、そして将来に生きる私たちが、安心して豊かな生活を送るための地域整備、産業、文化、観光、社会資本、防災、国土資源、自然環境などを含めた長期的な国土づくりの指針を示すものです。

品質確保

良質で透明性の高い社会資本整備の実現のために

公共工事の品質確保に関する方策

公共工事は、購入時点で品質を確認できる物品とは異なり、契約先が決定した後、構造物等を製作するため、品質確保にあたっては、入札契約段階から工事の施工、完成段階に至るまで受発注者双方でその責務を負うものであります。そのため、建設生産システムの効率化を図り、品質確保に向けた様々な方策を実施しています。

建設生産システムの効率化による品質確保



適正価格での契約の推進

- ① 総合評価方式
総合評価方式の二極化により事務の簡素化及び効率化の推進（H25～）
- ② ダンピング対策
施工体制の確保について厳格に確認し、工事の品質が確保されない様な価格での受注を排除
- ③ 労働者不足への対応
設計労務単価に適切に反映

I 効率的な施工体制の確保

- ① 三者会議・ワンデーレスポンス
発注者・設計者・施工者からなる「三者会議」で情報共有を促進し、工事の手戻りを防止
施工者からの質問に対して迅速に回答する「ワンデーレスポンス」を拡大し、工期を短縮化
- ② ASP
インターネットを通じての受発注者の情報共有を、原則すべての一般土木工事で実施
- ③ 建設生産プロセスへの「CIM（Construction Information Modeling）」の導入検討
情報通信技術（ICT）を活用し、一連の建設生産システムの効率化のため試行を実施

II キャッシュフローと品質証明

出来高部分払い方式の推進、施工者と契約した第三者による品質証明の導入（試行）

追加費用の適正な支払い、変更・完成手続の徹底

- ① 総価契約単価合意方式の実施（H22～）
- ② 契約変更の円滑化
設計変更ガイドライン等の周知徹底・設計変更審査会の実施
- ③ 工事検査の円滑化
検査書類の簡素化